お客様用

死亡届を出された方へ

★死亡された方が以下に該当される場合は、手続きをお願いします。

該当すること	担当窓口
世帯主の場合は、世帯主変更（１４日以内） 印鑑登録をしていた方は、登録証の返却	市民課　（甚目寺庁舎）　052(444)3167 又は　市民サービスセンター（本庁舎・七宝公民館）
国民年金加入者、福祉年金受給者 国民健康保険加入者 後期高齢者医療の加入者 子ども医療受給者、母子家庭医療受給者 障害者医療受給者、後期高齢者福祉医療受給者	保険医療課（甚目寺庁舎）　052(444)3168 又は　市民サービスセンター（本庁舎・七宝公民館）
介護保険の被保険者	高齢福祉課（甚目寺庁舎）　052(444)3141 又は　市民サービスセンター（本庁舎・七宝公民館）
６５歳以上でひとり暮らしの方	高齢福祉課（甚目寺庁舎）　052(444)3141
児童手当受給者、児童扶養手当受給者 遺児手当受給者	子育て支援課（甚目寺庁舎）　052(444)3173 又は　市民サービスセンター（本庁舎・七宝公民館）
特別児童扶養手当受給者 障害者手帳を持っていた方	社会福祉課（甚目寺庁舎）　052(444)3135 又は　市民サービスセンター（本庁舎・七宝公民館）
市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税　他）を課税されていた方	税務課（本庁舎）　052(444)0509 収納課（本庁舎）　052(444)0413 又は　市民サービスセンター（甚目寺庁舎・七宝公民館）
原付バイク、軽自動車等を所有していた方 （名義変更等の手続きが必要です）	税務課（本庁舎）　052(444)0509 又は　市民サービスセンター（甚目寺庁舎・七宝公民館）
固定資産（土地、家屋等）をお持ちの方 （相続人代表の届出等）	
美和、七宝地区で上水道を使用されていた方	上水道課（木田上水道配水管理センター）052(441)7115 又は　市民サービスセンター（本庁舎・七宝公民館）
甚目寺地区で上水道を使用されていた方	名古屋市上下水道局　お客さま受付センター 052(884)5959
改良住宅に入居されている方	人権ふれあいセンター　052(444)5393 又は　人権推進課（本庁舎）　052(444)0398
農地（田・畑等）の相続を受けられる方 農地相続の届出（１０ヶ月以内）	産業振興課（本庁舎）　052(441)7114

◎美和市民サービスセンター（本庁舎）052（444）0968　◎甚目寺市民サービスセンター（甚目寺庁舎）052（444）3166

◎七宝市民サービスセンター（七宝公民館）052（441）7117

※執務時間は平日の午前８時３０分～午後５時１５分の間です。

※手続きに必要な持ちもの等の詳細については担当窓口にお問い合わせください。

- - - -キリトリ- -- -- -- -- - --

担当課控

（受領番号　　）　受領日　　月　　日

１．死亡者と届出人（死亡届書の届出人に署名してある人）との関係

□　親族　配偶者・子【　　男・　　女】・父・母

その他の親族（　　）

□　その他　同居者・家主・地主・家屋管理人・土地管理人

後見人・保佐人・補助人・任意後見人

同居していますか？　□　同居している　□　同居していない

２．火葬場

□　八事火葬場　□　祖父江火葬場　□　津島市斎場　□　名古屋市立第二斎場　□　その他（　　）